

県本部各部課長
殿下各警察署長

共	00	00	10	40	3年
---	----	----	----	----	----

宮本務第604号
令和5年3月31日
宮城県警察本部長

「警察運営イノベーション」ワーキンググループの運用について(通達)

「警察運営イノベーション」ワーキンググループについては、「警察運営イノベーション」ワーキンググループの運用について(通達)(令和4年6月16日付け宮本務第1036号)により運用してきたところであるが、委員の構成について所要の見直しを行い、下記のとおり運用することとしたので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 設置

「宮城県警察「警察運営イノベーション」推進委員会の運用について(通達)(令和元年5月30日付け宮本務第1124号)に基づき、宮城県警察「警察運営イノベーション」推進委員会に、「警察運営イノベーション」ワーキンググループ(以下「WG」という。)を設置する。

2 構成及び運営

(1) 構成

WGは、座長、副座長及び委員で構成し、それぞれ次の表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

座長	警務課長
副座長	警務部警務課企画官
委員	庶務担当課及び刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課の管理官、総務部総務課デジタル化推進調査官、総務部会計課会計調査官、総務部装備施設課施設調査官、総務部情報管理課情報管理調査官、警務部教養課上席術科指導官及び宮城県情報通信部機動通信課機動通信指導専門官

(2) 運営

ア 座長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰するものとする。

イ 座長がやむを得ず会議を欠席する場合は、副座長がその職務を代行するものとする。

ウ 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し意見を求め、又は会議への出席を求めることができるものとする。

エ 会議の庶務は、警務部警務課において処理する。

オ その他WGの運営に関する必要な事項は、座長が定めるものとする。

3 任務等

WGは、別表に掲げる項目の具体的な施策の検討及び推進を任務とし、その主な推進項目及び主管課は同表に掲げるとおりとする。

別表

項目	主な推進項目		主管課
警察運営の合理化・ 効率化	柔軟な組織運営の推進		警務課
	効率的な業務運営の推進		
	関係機関・団体等との連携の推進		総務課
第一線における職務 執行を支える取組	相談・照会体制及びマニュアル等の整備		警務課
	職員の安全な職務執行 を確保するための取組	警察装備品の機能の向上	装備施設課
		運用態勢の見直し	警務課
		具体的場面を想定した 実戦的な総合訓練の実施	教養課
	警察施設のセキュリティの確保		装備施設課 地域課
	働きやすい職場環境の形成		警務課
先端技術等の活用	情報管理システムの合理化・高度化		情報管理課
	警察活動の一層の質的向上		